

おんしやく 議会だより



No. 161

平成23年8月

●発行／千葉県御宿町議会

●編集／議会だより編集委員会

●発行責任者／新井 明



6月議会

プールの改修を行い、装いも新たに!

B & G水泳教室

～ 御宿町B & G海洋センター～

平成23年 5月17日
第2回 臨時会

専決処分、条例改正、一般会計補正予算(第2号)を可決 ……2P

平成23年
6月16日～17日

委員会報告・一般質問 地域防災についてなど5議員が登壇 ……3P

第2回 定例会

条例改正3議案を可決・補正予算を修正可決

補正予算に対する修正動議、討論など ……20P

第2回臨時会



▲第2回臨時会

平成23年5月17日(火)
第2回臨時会が開会され、専決処分の承認、条例改正、
一般会計補正予算が可決されました。

専決処分

平成二十三年度 御宿町一般会計補正予算(第一号)

東日本大震災の被災者の受け入れに係る宿泊を含む生活支援を行うほか、津波により岩和田漁港内に砂が堆積し、早期に浚渫が必要な事から測量や調査委託について、専決処分をしました。

歳入歳出それぞれ千七百万円を追加し、補正後の予算総額を三十一億五千七百万円とするものです。

補正予算

平成二十三年度 御宿町一般会計補正予算(第二号)

岩和田漁港災害復旧のほか、キャラバン隊による夏の特別キャンペーンの実施、観光関連緊急活性化対策として、観光協会宿泊部や町内各店舗との協同連携による町内で利用できるクーポン券の負担など、観光業をはじめとする町内の各産業が深刻な影響を受けている事を鑑み、観光客の誘致や産業基盤の復旧など緊急かつ最優先に取り組みべき事業等について補正を行いました。

歳入歳出それぞれ六千九百万円を追加し、補正後の予算総額を三十二億二千六百万円とするものです。

条例改正

御宿町税条例の一部を

改正する条例の制定について

震災の被災者を支援するための特例措置を定めた地方税の改正法が平成二十三年四月二十七日に公布された事から、町税条例についても改正を行いました。

議員発議

平成二十三年度 御宿町一般会計補正予算

第二号に対する修正動議

白鳥時忠議員より、一般会計補正予算のうち観光関連緊急活性化事業に対して国・県・及び御宿町財政が逼迫しているなか、あまりにも唐突に本案件を上程すること、当初予算の歳入減収が見込まれるなか、多額な事業費を教育・医療・福祉等様々な可能性があるなかで観光事業のみに特化する事の正当性に関して精査が必要であり、緊急性は認めるものの充分な事業効果を発揮するとは認めがたい事から、事業内容を充分関連団体と調整・協議を行うべきと考え、本予算からの削除を求める修正動議が提出されました。この修正動議は賛成少数のため否決となりました。

日程第1号 (6月16日)

第2回定例会

委員会報告

平成23年第2回定例会において、
委員会活動報告を行いました。

※報告内容は要約して掲載しています。

御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会



▲議会による現地視察

御宿台の環境整備について、町は学校用地等が4者協定により公共的な用地として移管されるべきであるにもかかわらず移管を受けず、造成後に登記されてから長期にわたって施設整備がされないばかりか一部山林の状態となっており、著しく環境を害している。当初の目的の学校や保育所の建設に至らなくても、芝生公園や市民農園など軽微な整備で住民に利用されてしかるべきであった。

環境保全についても4者協定、御宿町環境保全条例に基づき指導するべきであるにもかかわらず、未整備のまま放置され指導を怠っていたことは適切さを欠いた対応であり、速やかに整備すべきである。

今後、御宿台の環境整備について適切に指導し、より一層の環境保全に努めるとともに、年度計画の提出を依頼されたい。

御宿台の固定資産税賦課事務については、平成18年に4者で取り交わした確認書において、学校用地等は造成工事の完了を確認し、協議により用途変更が可能となったこと及び現況からの判断により、本来であれば宅地課税が適当と判断される。また、このような確認書は疑義を生ずる文面となっており、今後は第三者（弁護士や議会）の意見を取り入れ、町の利益保全に充分注意されたい。

町は地方税法に定める課税権により、御宿台の学校用地等の課税については、その土地に建物が建築されるか販売される等の利用状況及び宅地と認定するのに充分ではない現況を踏まえて、雑種地課税としたものである。

御宿台での過去の経緯においても、開発区域が宅地に統一して登記され、千葉県から所有権移転された当初はすべて雑種地課税され、区画ごとに分筆されて造成が完了し、販売できる状況になって雑種地課税から宅地課税に変更している。学校用地等は引き続き何ら利益を生まない土地であるが、雑種地としての現況課税は一般町民から見て不公平感を持つものである。

御宿台で広大な土地が長期にわたって不適切な状態に置かれていたことは、町としても大きな損失であり、一刻も早くその是正が求められる。

今後、4者協定の中で適正な利用目的を定め、それに伴う税体系に速やかに移行し、不公平感の解消に努めていただきたい。また、御宿町全域を考えた場合には、登記地目が宅地である土地の現況による雑種地課税については疑義を生じる場合もあるため、御宿台のみの認定基準ではなく町全体としての認識をし、その認定には慎重かつ適切に行われるべきである。



▲調査特別委員会

御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会

委員長／石井芳清 副委員長／白鳥時忠 委員／貝塚嘉軼・新井 明・小川 征・川城達也

議会改革委員会

議会改革委員会 開催状況（H 23.8.1 現在）

第1回	平成23年1月24日（月）	第6回	平成23年5月25日（水）
第2回	平成23年2月17日（木）	第7回	平成23年6月2日（木）
第3回	平成23年2月24日（木）	第8回	平成23年6月28日（火）
第4回	平成23年3月11日（金）※ ※地震により途中で閉会	第9回	平成23年7月13日（水）
第5回	平成23年5月11日（水）	第10回	平成23年7月22日（金）

議会改革委員会は、協議の中で、議員定数、報酬、政務調査費、常任委員会や一般質問における反問権、議員同士の討論、議会・議員を評価する制度、情報発信としてのホームページの活用などについて検討してきました。6月議会に報告する項目は、定数、報酬、政務調査費、常任委員会についてです。

【1. 定数について】

定数減を求める要望書も提出されたが、平成10年10月に16名から14名に、平成18年3月に14名から12名に減らした経緯があり、民意（選挙）を酌み取るためにはこれ以上の減は考えづらく、現状の人数が適切であると考えられる。町民からは、議員の数より議員の資質が問われており、議員・議会がみずから身を律して前向きに活動し、報告を行うなど、住民の負託にこたえる議会が求められる。定数については、こうしたことを踏まえ、今後も町民の意見を取り入れて検討していくものとする。

【2. 報酬について】

東日本大震災に対する復興等の影響により、地方交付税等の歳入の減額が見込まれる。今後、公務員給与が削減された場合、議員報酬もそれに準じた取り扱いが必要になる。状況がはっきりしてきたときに見直しを考えるものとする。

【3. 政務調査費について】

平成13年4月1日から月額5,000円、平成21年4月1日から月額3,500円と減らし、領収書の添付を義務づけるなど透明性を高めてきた。調査費としては充分とは言えないが、増額する状況ではなく現状のままとする。

【4. 常任委員会について】

本来であれば議員の定数を増やすべきという意見もある中で、平成18年の地方自治法改正で委員会の兼務が可能となったことにより、常任委員会は3つのままで1人が2つの委員会に属するようにする。常任委員会の委員定数は8人とし、広く意見を聞き議会の活性化につなげる。

6月議会に御宿町議会委員会条例の改正案を提出する。

議会改革委員会

委員長／石井芳清 副委員長／中村俊六郎

委員／新井 明・小川 征・白鳥時忠



▲議会改革委員会

第2回 定例会



▲第2回 定例会

輝きに満ちた活力ある町づくりに向け

5名の議員が

一般質問

※一般質問の内容は要約して掲載しています。

小川 征議員

危機管理について

Q 御宿町沿岸に津波警報が発令された場合の対応について、災害時の危機管理はどのようになっているか。

A 大津波・津波警報を全国瞬時警報システムにより防災行政無線からサイレンを吹鳴し、高台に避難を呼びかけ、津波の到達時間など情報が入り次第伝達します。災害対策本部の設置、情報収集、役場拠点の機能維持を確保し、職員は昼夜を問わず地域防災計画に基づき行動します。災害が発生した場合、初動体制が最も重要であり、迅速かつ的確な対応をとれるように、組織や人事編成、非常時の権限整備など災害危機に備えます。

(答弁：総務課長)

Q 県の防災計画の根本的な見直しを踏まえ、町域防災計画へどう反映し、見直しを進めるのか。

A 県の防災計画の見直しは、東日本大震災を教訓に、平成二十三年度から津波想定波高の見直し、液状化対策について検証を進め、現在、見直し作業が行われてい

町域防災計画は、県防災計画に準則し一体的でなければならぬことから、県の防災計画の見直しの内容を注視していきます。本年度は津波避難計画の策定と資料収集等検証作業を進め、平成二十四年度に見直しを終えたいと考えています。

(答弁：総務課長)

Q 津波ハザードマップ等の避難対象地域の見直しは行うのか。

A 町では過去最大八メートルの津波をもたらした延宝地震・元禄

地震を想定し、県の浸水被害シミュレーションをもとに平成二十年度町の津波ハザードマップを作成しました。今後、東北地方太平洋沖地震を教訓に津波高の設定についてどうするのか、県や近隣市町の動向を踏まえ、避難対象地域の見直しを進めます。

(答弁：総務課長)

Q 避難路・避難場所の見直しは行うのか。

A 津波想定波高を現在の八メートルから、仮に十メートルとした場合は、津波浸水距離が長くなり避難対象地域も拡大することから、より標高の高いところへの避難場所の変更や避難路の見直しが必要となります。津波避難計画の検討時、津波ハザードマップの見直し作業とあわせ一体的に進めます。

(答弁：総務課長)



▲津波避難計画策定に係るワークショップ



▲津波避難訓練

Q 避難誘導看板をいつ、のくらいの避難者に対応を進めるのか。

A 避難誘導看板は、震災や風水害等の災害発生時に安全な場所へ誘導する案内看板です。地元に通じた各区役員、自主防災会、消防団等とワークショップを開催し、避難場所や避難路の再検討を進めます。

(答弁：総務課長)

Q 備蓄している緊急救援物資や災害時の飲料水・生活用水の供給はど

A 緊急救援物資や災害時の飲料水、生活用水の供給は、乾パン千四百六十二食、飲料水五百ミリリットルを二千本、生活水は四千六百リットルを備蓄しています。また、避難者用の毛布六百五十枚、簡易トイレ二十個を備蓄しています。

避難者への供給は、一日二食、飲料水を一、五リットルとした場合は約七百名の避難者へ対応が可能です。災害発生から

二日分の食料と飲料水が必要と言われていますので、不足する備蓄物資等について計画的に整備を進めます。

(答弁：総務課長)

Q 東日本大震災を教訓とした実践的な防災訓練を実施する場合は、どのような訓練を予定しているのか。

A 東北地方太平洋沖地震を教訓とした実践的な防災訓練の実施について、毎年九月一日の防災の日を基準として実施していますが災害被害を最小限に止めるため、町、自主防災会、消防団が連携した津波避難訓練、水防訓練、心肺蘇生法、初期消火訓練等を実施する予定です。

(答弁：総務課長)

Q 各種災害協定の状況と今後の予定はどのようなになっているのか。

A 大規模災害が発生すると被害も多岐の分野にわたり、ライフラインや情報網の途絶、庁舎や公共施設の損壊、職員や公衆施設の損壊、職員の負傷など、被災自治体の災害対応能力は著しく低下します。

このような事態に対処するため、千葉県及び市内の市町村間では、災害時応援協定を締結しています。

医療体制は、夷隅郡市医師会と、診療活動や医療品の確保等について協定を締結しています。

物資は、町内小売店三店、事業所二事業所と食料や生活必需品等の確保について協定を締結しています。

復旧体制は、夷隅建設連合協同組合と災害時における応急工事や復旧活動等について協定を締結しています。一時避難所として宿泊・入浴の受け入れ協定を三事業所と郵便局とは情報提供、支援物資集積場所等の協定を締結しています。

耐震基準を満たさず高層の建築物について、津波の際、緊急避難場所としての協定締結に向けて協議を進めており、既にマンション二件と協定を締結しました。

(答弁：総務課長)

避難対策について

Q 園児・児童の避難訓練の誘導及び避難場所について

A 保育所は、月一回の訓練を三月十一日以後は月二回とし、津波を想定した訓練を実施しました。

岩和田保育所では、津波・大津波の警報が発令された場合は、保育所職員が園児を背中におぶい、避難用の台車に数名乗せ、旧岩和田小学校に避難します。

御宿保育所では、津波警報発令の場合は、保育所職員が誘導し、隣の御宿小学校の屋上へ避難します。大津波警報が発令

され、時間的余裕が確保視されている場合は、御宿小学校と連携し中学校への避難も予定しています。

(答弁：保健福祉課長)

Q 災害時要支援者避難支援個別計画の進捗と具体的な取り組みはどうするか。

A 昨年度から民生委員への説明会や関係機関と個別の検討を行っています。具体的な支援体制や方法は、要援護者の環境や生活状況により異なりますので、要援護者の住居や支援の状況を把握できる台帳を、個人情報に配慮しながら整備していきます。

台帳などの活用は、地元消防団や各区長、警察などの避難支援関係者との情報の共有をし、本年度中に台帳の作成をしたいと思えます。

(答弁：保健福祉課長)

消防団安全対策について

Q 東日本大震災において、津波警報における消防団の活動で多数の団員が被災しましたが、御宿で津波警報が発生した場合の団員の安全確保について見直しを考えているのか。

A 震災の教訓から、消防団員は率先たる避難者になることも住民の避難を誘導することになります。住民を守るため、消防団が第一に自分の身の安全の確保を優先し、災害時において消防団員の二次的被害を未然に防止することが重要です。消防団本部を通じて、会議や訓練において周知徹底を図ります。

(答弁：総務課長)

御宿町海岸部の防災対策について

Q 岩和田海岸と浜海岸に漁業区域の海岸保全施設護岸があり、温暖化の影響なのか、建設当時の

標準潮位よりも水位が高くなっていると思われる。このような状況から、町は現況の護岸の高さで高潮・津波に対応できると認識しているのか。

A 堤防高の設定は、朔望平均満潮位、いわゆる新月及び満月の日から五日以内に現れる各月の満潮位の平均を基準として、高潮等を考慮した東京湾平均潮位より五メートルの天端の高さで設定されています。また、町の単独事業で、岩和田地区は六十センチのかさ上げ、浜地区は一メートルのかさ上げ工事が実施されており、高潮対策は完了したと考えています。

(答弁：産業観光課長)

Q 浜海岸は一メートルかさ上げされていますが、その経緯は何か。

A かさ上げた経緯は浜海岸の砂浜の浸食や当時の台風の大波と風向きの条件が重なったと

きに一部防波堤を越えた波が押し寄せ、地域住民の要望により実施しました。

(答弁：産業観光課長)

Q 浜海岸の護岸のかさ上げを防災対策上危険なために行ったのであれば、岩和田海岸はどう認識しているのか。

A 浜海岸の天端の高さは、東京湾平均潮位プラス六メートル、岩和田海岸の護岸の天端の高さはプラス五、六メートルとなっています。波が防波堤を越える条件は防波堤の高さや砂の幅、海底の起伏状況などさまざまな条件が想定され、非常に判断が難しいものと考えています。

(答弁：産業観光課長)

Q 岩和田海岸、浜海岸にある護岸の背後は、護岸天端より下にコンクリート舗装等の側溝があったと記憶しています。これは本来、高潮・津波越波を排水処理し、背後地が崩

れないような構造になっていたと思います。現状は埋め立てられて駐車場になっていますが、高波の際防災上問題がないと考えているのか。

A 岩和田海岸、浜海岸は、過去の工事図面を見ると、浜地区はコンクリートの舗装と側溝が整備され、岩和田地区はコンクリートの舗装が整備されています。コンクリート舗装の役割は、越波した海水による構造物の裏側の洗掘防止、もう一点が保守管理上のため、また側溝は越波した海水を海に戻す役割を果たすものです。

浜地区に側溝が設計された理由は、背後地が岩和田よりも低いことから計画されたことが想定されます。現在は駐車場として整備されていますが、岩和田地区は舗装面が海側に二パーセントほどの勾配が設けられていることから、一定の役割を果たしていると考えてい

ます。

(答弁：産業観光課長)

Q この埋め立ての影響に関して、越波した海水処理の問題だけでなく、強風時の飛砂防止に多大な影響と周辺への被害を発生させ、道路交通、排水溝の埋設等支障を来していますが、町ではどう認識しているのか。

A 飛砂の軽減の方法は、南風を海側に返す方法が一番重要なことと考えます。長い間吹いた南

風による波返しへの返しの部分の砂を片づけることによって、ある程度被害が軽減されると思います。定期的に砂の片づけを実施し、保全管理に努めます。

(答弁：産業観光課長)



▲浜海岸の護岸

瀧口義雄 議員

東日本大震災、福島原発事故と地域防災の検証及び再検討について



▲岩和田海岸の護岸

Q 町長は、現状の認識は十分理解していると思います。防災上の観点から早急に見直しをしていただきたい。これを改修するかしないか、改修するのであれば3カ年実施計画に記載し、何年度を実施するかを答弁していただきたい。

岩和田海岸の駐車場の高さから四十センチ以上上げた場合は、県との協議が必要になります。また、先々の災害に対する考え方で、今までの基準の変更をお願いするということであれば、それも含めて県との協議になります。

(答弁：町長)

A 岩和田海岸は基準高が、現在の高さで五・六メートル、浜が六メートルです。六メートルまでですと協議は必要ないと理解しています。

Q 東日本大震災を期して、沿岸地帯の防災体制、計画は見直しせざるを得なくなりました。東日本大震災は、従来の防災の基本概念を根底から覆す大災害です。

御宿町の生活の根源は海と川にあります。しかし、自然の力の大きさを再認識した今、どのような防災・災害計画が現実的なのか、再度町民全員で考えなければならぬと思っております。この災害の教訓はまず逃げることに、避難が一番最優先とわかりました。避難に関してお聞きしたいのと、三月十一日からの町の災害に対する対応をお聞きしたいと思います。

A 三月十一日の津波・大津波警報について、防災行政無線や広報車、消防車により、海岸付近の住民や津波被害のおそれのある地区を中心に、海岸及び河川から離れ高台への避難を広報しました。

三月十一日二時四十分、消防団の海岸警戒は、二分団、四分団、七分団があたり、地域内の警戒で一分団、八分団があたりました。五時二十四分に道路、水道点検異状なしの報告を受けました。

一時五十分には、大津波警報から津波注意報に切りかわり、二時二十五分災害対策本部会議を開き、避難所の閉鎖及び避難勧告の解除、避難者の帰宅支援、全避難者が帰宅をもって撤収することを指示。六時に避難所へ毛布、乾パン、飲料水の配布。七時、第三配備体制を指示。八時に避難所の点検、自主避難所を町長が巡回しました。

(答弁：総務課長)

三月十二日、早朝六時、避難所の住民は百六名でした。八時に防災無線放送で避難勧告と避難所の開設を継続していること、公民館、資料館、海洋センター、保育所、児童館の臨時休業をあわせて周知しました。

Q 今回の災害でわかっただのは、大体二十分から三十分で迅速かつ安全に避難場所に避難しなければならぬということ。防災無線による警報や避難指示、連絡体制、避難経路の確保、誘導方法、移動手段について。また、発電機、資材等について伺います。

九時に災害対策本部会議を開き、第三配備体制の継続、夜八時より十二時間勤務体制で二体制とすることを通達しました。公共施設の点検また被害状況調査、報告について、九時半現在で指示をいたしました。

A 大地震が発生した場合に安全な場所へ迅速に避難させるため平常時から住民に対し災害が発生した場合の避難所、避難経路及び避難時の留

意事項について広報します。
町内の学校、事業所、スーパーマーケット、交通機関等、多人数が集まる場所の責任者と密に連絡し、避難等の対応について検討します。

町地域防災計画に避難場所は十二カ所、二万六千七百二十人の収容人員で、避難所は十一カ所、収容人数は三万五千五百九十八人です。

津波に備えて日頃から安全な避難場所はどこがよいのか家庭で話し合い、避難場所までの経路、時間などを認識することが重要です。津波による避難の手段は、河川を背にして高い方向に逃げるのが通説となっています。また、自動車での避難は事故や渋滞により動けないことから原則使用せず、徒歩による避難が重要です。

備蓄備品について、発電機は消防団詰所に一基ずつ配備、情報発信を行う役場も、停電や甚大な災害が発生した場合の対

応として、連続二十時間使用できる自家発電機を配備しています。また、千葉県からの情報受信装置として県防災行政無線を配備しています。役場、御宿小学校、布施小学校、旧岩和田小学校に備蓄資材を備えています。

(答弁：総務課長)

Q 御宿台集会所は企業の所有です。今回、多くの住民が避難し、区役員も初めての事態で対応に追われたと聞いています。御宿台集会所を避難所として指定契約するの
か、各避難所と同様に受け入れ体制の協議も必要ではないか。

A 御宿台区の集会所は、他地区に比べて海拔も高く、災害の被害が少ない地域です。津波発生の際は沿岸の地区が被害を受ける可能性もあり、御宿台多目的広場は津波による一時避難場所として指定をしています。御宿台自主防災防犯

計画に、他地区被災者の避難場所として御宿台集会所の利用が記載されており、被災者の受け入れ、援助に協力していただけのようになっています。今後、御宿台集会所を避難所の指定に向けて協議を進めます。

(答弁：総務課長)

Q 災害協定について
A 津波の一時避難場所として、町内のマンション七棟と協定の締結を進めています。そのうち、二棟と協定の締結が終わっています。

(答弁：総務課長)

Q 地域消防団、広域消防団、自主防災組織の装備品、配備状況と今後の計画はどうなっているのか。

A 消防団の無線は年代もなっているか聞いています。デジタル化等の対応はできないか伺います。

(答弁：総務課長)

Q 夜間時、また停電時の防災無線の機能はどうか、屋外受信機、戸別受信機はどのくらい入っているのか。

A 町の情報連絡体制は、役場庁舎を親局として子局二十七局を開設。災害発生時には緊急の情報伝達手段、安全確保広報手段として活用しています。

(答弁：総務課長)

停電時、庁舎親局は自家発電機の対応となっており、連続二十時間の通信が可能です、子局も

バッテリー対応となっており、スピーカーから情報伝達が可能です。さらに確実な情報伝達として、各家庭に設置する戸別受信機の普及に努めています。その他避難地における情報伝達手段、また被災状況の収集のため防災行政無線移動系の積載車や、携帯用防災行政無線の整備をしています。



▲戸別受信機



▲砂田ため池（須賀地先）

Q 大雨洪水警報が出る
と町内の決まった所

で水害が出ます。そういう
中で、ため池、調整池、
御宿ダムの耐震、管理は
どうなっているのか。ま
た、水害について、どの
位の降水量で浸水するの
か、長い間この対策は講
じられていませんか。

A 調整池等ダムは国土
交通省の土工技術指

針等に基づき設計施工さ
れていきます。
耐震調査は実施してい
ませんが、ダム等は県内
水道の災害時対処要領や
地震発生時のダム管理施
設等の点検実施要領によ
り点検をしています。ま
た、県内水道の災害時対
処要領は、ダム等に震度
四以上が発生した場合、
水道施設の点検、報告、
他の事業者への応援要請
が決められています。

大雨等で道路の冠水
や浸水する箇所は町内で
十カ所程度と認識してい
ます。どの位の降水量で
浸水するのか、データは
ありません。地域や条件
によって異なり、災害対
象となる降水量は時間雨
量が二十ミリ、二十四時
間雨量が八十ミリです。

排水溝の処理能力は、
地形、勾配、流域面積等
により異なります。昔は、
蓋のない側溝が非常に多
く、区役員が中心となり、
どぶ清掃を実施した経緯
があります。現在は蓋つ
きが多く、一枚当たりの
重量があるために撤去及
び設置に、けが等の心配
があるので、必要に応じ
業者に委託しています。
(答弁：建設環境課長)

Q 水道管は敷設から時
間がたち、老朽化し

ているのではないか。心
配しているのは本管が破
裂した場合、止めるまで
どの位の時間がかかるの
か。

A 水道管の破裂等によ
る対応は、地域防災
計画にも記載され、道路
交通不能や人員確保の
困難性が考えられるので、
五日から十日間位を目途
に給水可能な拠点の整
備をしていきます。また、
送水管の復旧を優先して、
順次配水管の復旧に入っ
ていきます。復旧がある
程度落ち着いたら、消火
栓から路上給水を開始す
る計画になっています。
送水管等に破裂があつ
た場合には自動で遮断す
る弁がつけてあります。
(答弁：建設環境課長)

Q 液状化により浦安等
大変な被害が出てい

ます。危険度が高い地
区の土地の下落に関して、
次期の固定資産税の算定
について見直しがあるのか。

A ハザードマップや液
状化、津波などの影
響により土地を求める方
が減れば市場価格の下落
が想定されます。その場
合、固定資産税にも影響

があると考えます。逆に、
危険度が高くても市場価
格に影響がなければ、固
定資産税には影響がない
と考えます。

固定資産税の評価替え
は平成二十四年度であり、
今回の評価替えの基準が
二十三年一月一日の鑑定
価格となります。ただし、
その後の地価の変動も考
慮する必要から、例年七
月一日の時点修正を県鑑定
士協会へ委託しています。
(答弁：税務住民課長)

**疲弊する経済への対
策について**

Q 原発の経済に対する
影響は大変大きい。

第二回臨時会において
緊急経済対策千六百万円
漁港の災害五千万円等が
可決されています。今後
は農業を初めとする第一
次産業及び第二次産業に
対しての経済対策はあり
ますか。

それと、第二回の臨時
会で放射能検査七十万円
が可決された。今回も、
土壌検査が教育費の中で

十萬五千元、児童福祉費
で十五萬八千元あります。
この線量の測定はどうい
う形で、どここの範囲まで
また海岸が七月十六日に
海開きという中でどのよ
うに対応しているのか。

A いきいき町づくり検
討ワーキング会議で、
各産業の代表者から震災
に伴う風評被害などを含
めた意見を伺いました。
商工会は、固定資産等
の減免措置、個人住宅の
建設に町内事業者を利用
した場合の助成制度、御
宿町が被災していない旨の
情報の発信。

商店振興会は、震災以
降商店街の売り上げが減
少し、消費拡大を図るた
め二十パーセント程度の
プレミアム商品券の発行。
畜産組合は、震災及び
福島第一原発事故に伴う風
評被害の解消、千葉県の
一部の地域の牧草から放射
能物質が基準値を上回り、
牧草をえさとして与えるこ
とができず、えさ購入代
金の負担への配慮。

中山間地域総合整備事業の実行委員長は、就農者の年齢が七十歳を越えている状況から、予定どおりの工期で事業が完成できるように予算の確保を県・国へ強力な要望。

御宿岩和田漁業協同組合は、福島第一原発事故に伴う放射能物質の風評被害による魚価の下落や、操業規制が続き漁業経営に大きな影響が出ているので、町を活性化し地元消費拡大、農工商連携助成事業のイカの船上干し、沖づけ実施に伴う町の協力やB級グルメなどの検討。

第二回臨時時会の一般補正予算で放射能検査七十万円があり、海水調査を海洋生物環境研究所に協力をお願いしました。また、開設中の海水浴場の砂の検査、町営プールの水質調査、六月後半に高山田、上布施、実谷の水田の土壌調査、七月以降に夏野菜、七月の初旬にアワビの調査、そして八月後半にイセエビの調査

を実施する予定です。

(答弁：産業観光課長)

節電対策について

Q LED、御宿町は早期に取り組んでいきます。今年も地域グリーンニューディール基金事業で、二千万円。防犯灯六百五十八台という中で、前年度とあわせてどのくらいになっていくのか。

体育施設のソーラーパネルが、二千五百万円かけて効果は二十万円ぐらいしか上がらないという中で、太陽光発電に国を挙げて取り組んでいます。教育の観点から再度検討する気はないか。

A LED防犯灯は主要通学路を中心に二百二十基の整備を行っています。

今後の設置予定は、八月末までに現在の蛍光灯六百基をLED化します。最終的には、地区及び町管理のすべてを含めLED防犯灯の設置総数は八

百七十基になります。

(答弁：総務課長)

A 中学校の体育館、柔剣道場の建設において、太陽光パネルの設置は、計画する建物の屋根の形状から設置できる太陽光パネルは二十キロワット程度、その設置に関する費用は二百万円程度であり、この事業に関する国の交付金は二分の一という制度があります。学校の電気設備は高圧供給を利用しているため、電

気代が一般家庭よりも安く、発電量による電気料への節減効果は年間二十万円程度です。

(答弁：教育課長)

Q 二十四時間対応の訪問介護・看護サービスの創設を目玉とする改正介護保険法が十五日、参議院本会議で可決されました。来年四月から実施ということですが、

千葉県下で高齢化率一位、四十パーセントという中で、二十四時間の介護体制ができないか。

六十五歳以上で現在月四千六百六十円が全国平均。保険料の上昇を抑えるために各都道府県の財政安定化基金を取り崩して保険料を軽減できるようにした。厚生労働省の試算によると、二〇一二年以降の保険料はそれでも月五千円程度上昇する見通しとあります。

そういう中で、第四期介護保険事業が二十四年三月に期限を迎えます。介護計画を今後どのように進めていくのか。在宅介護二十四時間の訪問事業所の充実が御宿町では必要ではないか、それと介護保険の利用が少ないのは、負担が割負担という中で介護度が上がっていくと費用も上がっていく、保険料もアップする。そういう中で、この介護計画はどのように策定されていくのか。

亀田病院が広域市町村

圏事務組合、勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町に対して四年制の医療大学の開設に、一億円の

寄附の要望がありました。これに対してどうするのか。

A 第四期の保険計画が期限を迎える中、第五期の介護保険事業は平成二十四年度から二十六年年度の三カ年を事業年度として、本年度、計画の策定をしています。事業計画にあたり、保険料やサービスの標準化を図るため、国から事業計画の策定年度に示されるワークシートに従い、当町の実績数値に基づく人口や高齢化率の推移、介護給付の現状などを勘案した上で、今後三年間の介護サービスの基盤整備や保険料の算出を行います。

二十四時間の訪問介護体制において、夜間等の介護スタッフを設けると、朝早くとか夜遅くに家庭に入るといった信頼性の関係が出てきます。また、経営上の観点からサービスの対象地域とする事業所数と供給量が必要に見合うかどうか、民



▲LED防犯灯



▲旧岩和田小学校

間事業所の設置や誘致方法は、今後、介護保険料に大きく影響してきますので、今回の策定の中に取り入れた中で検討していきます。

亀田病院の関係ですが、亀田医療大学を開設したいという話があり、現在、広域で検討していますが、今後は当町の広域市町村圏組合議員ともいろいろな状況を調整しながら、議会全員協議会等で説明したいと考えています。

(答弁：保健福祉課長)

白鳥時忠 議員

防災について

Q 耐震改修促進計画において町有建築物の耐震化は平成二十一年度で四十六パーセントです。これを、平成二十七年期末に耐震化率九十九パーセントを目標としています。現在、現在の進捗状況について

A 町の建築物、その耐震化を図る施設は、昭和五十七年四月一日以前の建物が基本になります。その施設が全部で二十三施設あり、そのうち、今後使用する予定もなく解体するものが岩和田小学校の校舎。今後新築を予定するものは御宿中学校体育館と岩和田団地。

震化の必要なしというものと、それを受けて耐震改修が済んだものが十一施設、八十四パーセント。耐震診断は行ったが耐震化はしていないものが、岩和田小学校の特別教室です。残りが耐震診断をやっていない施設、矢田団地です。

(答弁：企画財政課長)

今後は岩和田児童館。今後統合等を検討するものは岩和田保育所。この五棟は耐震化とは別の問題という説明をしてきました。三月に町の消防団活性化計画が策定され、分団統合により五十七年以前に建てた分団詰所、これを平成二十六年から順次統合して区域の高い所に建てる、五つを三つにするという計画を策定しています。その五つをあわせ十の建物という想定です。残り十三施設について、二十二年末で耐震調査が済んだものは十二施設、九十二パーセントです。調査の結果、耐

Q 耐震改修促進計画に明記されていない町有構造物として河川、橋、トンネルなどがあります。数はどれくらいあるのか。また、耐震化をどのように考えているのか。

Q 町には町有構造物以外の、国・県・JR管理の重要構造物があります。行政は管理事務の所管によって業務が分かれています。しかし、町民にとっては御宿町に属する構造物は町が管理するものとして

解していると思います。高架下、橋、トンネルに関してどのように把握されているのか、また、どのような各機関との調整を行っているのか。

A 国・県道にある橋梁は六本、JRの跨線橋は六本で認識しています。国・県の橋梁は、緊急輸送道路、御宿に係るところは国道二二八号線、二九七号線等があります。跨線橋、歩道橋や県道の県境の幹線道路を重点に耐震化計画を作成し、順

A 橋梁は平成二十二年に橋梁の長寿命化を効率的かつ計画的に進めるために、橋梁点検の委託を実施しました。この点検終了後、平成二十四年度に長寿命化計画を作成し整備していく予定です。

橋梁の数は九十二橋、トンネルの数は七つです。河川の数は、県管理を含



▲部田道橋梁

次実施していると伺っています。また、跨線橋等の耐震は、JRでは長大橋梁、スパンの長い橋梁や橋脚の耐震補強等は完了しているというものでした。

(答弁：建設環境課長)

Q 耐震改修促進計画を予算化した場合、相当額かかることが想定されます。他の公共事業について計画の先送りによる弊害が出てくると思われます。これに関して、町長の考えを伺います。

しかし、自治体の行政運営は、町民の安全・安心対策はもとより福祉や教育、産業の活性化など多岐にわたります。施策ごとの緊急度、重要性を見極め、各分野のバランスを計り、適正な予算配分に努めていきます。

(答弁：町長)

Q 社会福祉協議会の整備事業について、伺います。

A 社会福祉協議会が指定管理をしている地域福祉センターのリニューアル化を考えています。地域福祉センターは、平成三年に地域福祉の拠点として建設されましたが、築二十年を経過し、施設が老朽化し、利用者からは改善要望が多く寄せられています。

福祉センターの役割も

一一の東日本大震災により災害に対する関心が高まり、町民の生命・財産を守る生活インフラの整備改修はその対応が急がれます。

ボランティア活動の場としても対応できる多機能の福祉センターができればと考えています。

来年度から改修設計等を実施計画に盛り込みたいと考えています。

(答弁：保健福祉課長)

Q 東日本大震災は御宿町にも多大な影響を及ぼし、数日間町民が避難したと仮定した場合、避難民の受け入れ、健康状態の把握、食料の配給ボランティアの受け入れなど、社会福祉協議会の役割は大きいと思います。これ以外にも社会福祉協議会が受け持つ事柄がありますか。

A 社会福祉協議会の仕事は、食料の配給、炊き出しなどの御宿町赤十字奉仕団としての役割、一般ボランティアの受付・配分等の活動のほか、介護支援事業所として事業利用者への対応。また、ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の安否確認や民

生委員協議会の活動、老人クラブ連合会、身体障害者福祉会の事務局など、非常に多くの福祉関係事業を抱えています。災害時は関係団体との連携、高齢者の対応等スムーズにできる体制が強く望まれます。

(答弁：保健福祉課長)

放射能について

Q 御宿町では漁業関係者だけではなく海水浴場も開設していますので、町からも意見書並びに要望書を出すべきだと思いますが、それに対してお聞かせください。

A 現在、地質等の調査でもセシウム、ヨウ素は不検出の状況です。今後、状況を踏まえながら考えていきます。

(答弁：産業観光課長)

Q 小学校のプールですが、冬場に張っていた水を抜いた後にブルー掃除は、例年先

生方と児童生徒が一緒にやっていると思います。今年は、放射性物質の影響が懸念されますが、どのように行われたのか。

ティアの方が行いました。(答弁：教育課長)

Q 計測する場所、回数、数値も含めた現状をお聞かせください。

プールの開設する前の掃除は、県教育庁が先生方を対象にした講習会で、プールの底に堆積した土砂には子供たちが触れないことが好ましいという意見を踏まえて、今年の開設前の清掃には先生方と保護者のボラン

A プールを開設する前の掃除は、県教育庁が先生方を対象にした講習会で、プールの底に堆積した土砂には子供たちが触れないことが好ましいという意見を踏まえて、今年の開設前の清掃には先生方と保護者のボラン

ティアの方が行いました。今年、放射性物質の影響が懸念されますが、どのように行われたのか。

A 学校施設の放射線量検査について、グラウンドの放射線量測定は、五月二十日に各学校のグラウンドで放射線簡易測定器による測定をしました。児童生徒が主に使用する部分について、地上



▲御宿小学校プール



▲校庭の土壌放射線測定（御宿小学校）

五十センチと一メートルの高さで測定をしました。文部科学省が示した学校の屋外活動に一定の制限を行う基準一時間当たり三、八マイクロシーベルトよりは小さなレベルでした。今後は、校庭の土壌の放射線量の測定をしていきます。

また、放射線量測定器を活用して、決めた一定の場所で定期的に空間放射線量の測定を行っていきたく考えています。

御宿小学校のプールの水源は地下水を使用していますが、これまでこうした検査を実施したことがないことから、地下水

について開設前に専門機関による放射性物質の検査を行っています。この結果、放射性ヨウ素、セシウムは不検出でした。今後は、開設期間である七月中旬までの間に数回、プール水を検査し安全を確認していきます。（答弁：教育課長）

Q 学校給食における安全性について、伺います。

A 学校給食は、福島第一原子力発電所の事故発生以来、国が要請した都と県では、国が指定した品目、都県の主要農産物等の食品の放射性物質について定期的に検査を行っています。

千葉県でも、野菜など農産物は週に一回から二回、また原乳も月に数回、放射性物質の検査を実施しています。この状況については県のホームページで公表されています。こうした県の検査体制から、国の示した基準を

クリアしたものが市場に流通していることを原則として、各県や厚生労働省、農林水産省により公表されている内容、産地等をチェックし、食材の購入を行っています。

地元の商店から直接仕入れる野菜などは、納入業者に産地の記載をお願いし、また、野菜は、水でよく洗い、ゆでることによりかなり放射性物質が除去できますので、調理においてもこうした方法で行っています。（答弁：教育課長）

Q 学校給食が安全であり、学校給食を続ける必要があると思います。これについてどのように考えていますか。

A 一人が年間に受ける放射線量は、国際放射線防護委員会により、自然から浴びる放射線を除いた平常時の年間線量限度は一ミリシーベルト

以下という勧告が行われています。（答弁：教育課長）

学校給食法には、「学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校教育衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする」と書かれています。そして、学校給食衛生管理基準には、学校給食実施者の責務として「学校給食を実施する都道府県教育委員会及び市町村教育委員会

は、自らの責任において安全な学校給食の実施のために必要な措置を講じよう努めること。食品の選定、購入にあたっては過度に加工したものは避け、鮮度のよい衛生的なものを選択するよう常に配慮し、特に有害なもの、またはその疑いのあるものは避けるよう留意すること」と書かれています。

児童の年間総合被曝量は、平常時一般公衆の被曝限度一年一ミリシーベ

ルトです。そして、国際的な基準も一年一ミリシーベルトです。しかし、国は暫定基準として二十ミリシーベルト以下に定めています。一つ一つの食材は国の基準は満たしているが、子供たちに一年一ミリシーベルト以上の被曝をさせたくなく、食材の年間総合被曝量を考える必要があると思います。そして、大気中の放射線の数値、これを足したものを数値化し、一年一ミリシーベルト以内でなければ安全は確保されないと思います。成長期の子供は放射能の影響を一番受けます。しかし、平時ではなく緊急時の現在、そして国としての基準が確立されていない今、未来ある子供たちには少しでも被曝させないように考えた場合、数値の低い地域からの食材の確保—この一年に限って—という話ですが、望まれると思います。これについて町長の見解をお聞かせください。

A 子供たちが一日生活している中で学校給食、あるいはトータルでの年間被曝量については、なかなか計数というかなんか部分がありますが、研究したいと思います。（答弁：町長）

Q 御宿町から観光協会に委託している年間事業金額をお聞かせください。

A 五月の臨時会で承認された千六百万円、それと事業年度が平成二十三年度までの緊急対策事業で千五百万円を含めた総事業費五千三百五十万円で、通常は約二千六百六十五万円で、（答弁：産業観光課長）

Q 東日本大震災後、観光協会は理事会を何度開催していますか。

A 観光協会の理事会は、通常の場合年四回開催されます。緊急時には、必要に応じて開催します。東日本大震災後、理事会は開催していないと報告を受けています。

(答弁：産業観光課長)

Q 先の臨時議会の千六百万円、そして南相馬の五百万円、合計二千

百万円。これは観光協会の理事会を通過していないものを予算要望してきました。法人格を持つている組織の場合は、理事会で承認しないものは予算要望しません。それに対して町では予算計上しましたが、町長の見解をお聞かせ下さい。

A 通っていないという(ことではなく、正式に会長名で要望書が来ています。各組合長七名が連名で来ていますので、ご理解願います。

(答弁：町長)

Q 私もNPOに属して

いますが、法人格を持つている組織の場合には、理事会で予算承認しないものには予算要望はいたしません。通常、会社であっても理事会を通して予算要望してきますし、それに対して町が考えるのではないかと思いますが、これに対してお聞かせください。

A 指摘のとおりです。

しかし、この場合、緊急時ということだけのご理解いただきたいと思

います。

(答弁：産業観光課長)

Q 観光協会は千四百万円の予算で観光クーポンを行います。現在の進捗状況と今後の政策についてお聞きします。

A 六月十五日の観光協会理事会で、観光関連活性化事業の最終調整会議を開催、同時に、キャンペーン協力店参加の募集を実施しました。今回

の参加募集は、観光協会、

宿泊部会、商工会、商店振興会、料飲店組合、御宿岩和田漁業協同組合など、できる限りの事業者へ参加の案内状を送付しました。募集の締め切りは六月二十五日です。

夏期に向けてのキャンペーンやクーポンを町内に循環することによって、お互いに理解して、観光関連事業者の受け入れ側

としても、意識高揚と顧客満足度に繋がればと考えています。

(答弁：産業観光課長)

Q 緊急性という名のもとに事業を行う経過

がたびたび見られます。観光協会の決定は極めて不明確であり、理事会を通さないものを町が予算計上した。これについても問題があると思

います。安易に行政が議案上程に至った経緯が露呈されたと思います。町長、このことに関してお聞かせ下さい。

A 東日本大震災の影響

が非常に大きかったという中で、宿泊関係が八十七パーセントの減という状況があり、各団体の連名で要望書が来ました。そういうことで、各団体の合意の上出されたものと判断して、お願いした次第です。

(答弁：町長)

貝塚嘉軟議員

景気対策について

Q 第二回臨時会にお

いて、観光関連緊急活性化事業として補正予算を組みましたが、夏季の観光客の入込状況については、経済活性化のため独自の景気対策を二段、三段と考えているか。関係者の一人として夏季の予約状況は十パーセントにも落ちていません。このクーポンに非常に期待

面もあります。十月以降の期限切れになった後の景気対策をどのように考えているか。

町長自らの考えのもとに二弾、三弾という景気回復の策があれば、具体的ににお聞かせ下さい。

町長のマニフェストの中に景気対策、経済活性化を進め、そして教育・福祉の充実を図るとあります。まさに今、町長はその思いをぶつける時期だと思えます。

A 先に承認いただいた緊急経済対策が、千

六百万。これは、年間予

算三十二億円程度と考えたときに0.5パーセントになります。

八千人弱の人口で三十数億の予算の中で、これだけの経済対策が精いっぱいのことだと思えます。

現在、準備に入っ、間もなく具体的に活用されます。この経過を見守り、それと同時に、観光以外の産業支援について、町づくり委員会で見聞をいただいています。その意見を、これから検討して経済対策に必要なものは実施していきたいと思

います。

(答弁：町長)



▲海開きでの修祓式

石井芳清 議員

町長の政治姿勢について

Q 政策の実現方法について伺います。

A 行政計画は地方自治法第二条第四項の規定に基づき、議会の議決をへて総合的かつ計画的な基本構想を定め、地域住民総意の町づくりの方向性を示すこととされています。

現在平成二十四年度を最終期とする第三次基本構想並びに後期基本計画をもとに施策決定を行っており、財政負担の平準化や緊急度・重要度を踏まえながら、計画的な行政運営を進めているところです。

広く町民や関係機関の意見を伺い、総合計画はマニフェストに掲げた行政課題を着実に進め、施策効果や緊急度を勘案した上で、政策の決定を



▲御宿中学校生徒による海岸清掃

行っています。
(答弁：町長)

Q これまで、町長は協働の町づくり、対話の町づくり、そして議会でも充分説明し協議をして町政を運営していかたいとの発言をされていたと思います。しかし、緊急対策という中で、商工関連団体へのクーポンの運用、そして、旧御宿高校の買い入れについてもまだ充分審議が尽くされていないと思います。

特に防災問題では、国の計画がまとまってから本格的に着手したいという中で適切な住民への指導、町政を運営していくことが大事ではないでしょうか。これについて答弁をいただきたいと思っています。

東日本大震災とまちづくりについて

Q 大震災について町長の認識、そして基本とすべきことについて伺います。

A 東日本大震災は、地震や大津波での死亡者、行方不明者は二万三千人を超えています。発生から三カ月を過ぎましたが、瓦礫の撤去や被災者の生活再建が思うように進まず、多くの方が心身ともに不自由な生活を送っています。原発事故も重なり、八万四千人を超える皆さんが避難を続けています。

基本的な認識として、三、一の大震災を受け現時点で政治も行政も平時ではないという認識があります。そういうことで、幾つかの施策について説明が不十分かもしれないと思いますが、ご理解を願いたいと思います。
(答弁：町長)

一致して、十メートルの津波が九十九里、房総の海岸を襲った時のことを想定して防災計画を立ててもらいたいと申し上げました。町民の生命・財産を守ることは町長として第一の仕事だと思っています。震災時の備えに、ハード面では公共施設の避難所としての活用整備、救援物資の備蓄。ソフト面は避難訓練を中心にした心の備えです。

各地域で一人一人が避難路について、訓練により経験し認識を深くしておく。自主防災組織により区役員を初めとして多くの方々の協力を得なければなりません。
(答弁：町長)

Q 防災力のかなめ、町長は決定権者ですが、そのら大変重要ですが、その決定に従って手足・耳・口となつて働くのは職員の方々。そして、特別職、一番大きいのは消防、それから区役員、社協の職員、たくさんいます。その

うした人たちのネットワークが、私は防災力そのものだと認識していますが、町長はどのように考えていますか。

A そのとおりだと思います。
(答弁：町長)

地震・津波に対する正確な情報の伝達、そして速やかな避難、避難所の対応について

Q テレビ・ラジオ・インターネット・携帯電話など、防災情報、安否情報について御宿町の対応は。

テレビは、いすみ市大原台に中継局が設置されました。御宿地区の八割カバーすると認識しています。中継局が停電になった場合のバックアップ体制は、非常用バッテリーがあり、八時間以上持ちます。

四月一日にホームページを更新、各課に担当者

を置き、情報を更新します。更新情報、ツイッターも必要な人が自分で情報を取り、災害時の活用や情報を活用した防災活動に役立つという指摘があり、今後検討します。

(答弁：企画財政課長)

Q 避難場所に指定した公共施設等の鍵の管理について、何分ぐらいで開けられるのか。

A 旧御宿高校は総務課が鍵を保管し、有事



▲役場にあるAED

の際は解錠に駆けつけます。その後、避難所としての広報をします。旧岩和田小学校の体育館等は教育委員会等で鍵を保管しており、十分以内には解錠ができると考えています。

(答弁：総務課長)

Q 御宿町のAEDの扱いについて、必要性についてどう考えるか伺います。

A AEDは、商工会でも十カ所配備しました。町も数年来整備を進め、八カ所に設置しており、広域消防も配備しています。避難所の開設にあたり、総務課にも一台、配備しています。

(答弁：総務課長)

す。避難所であれば避難所自体も被災するということも想定できます。テナントであればいかようにでも対応できます。今後検討していきます。

(答弁：総務課長)

Q 御宿町が広域災害を受けた場合に、ボランティアの受け入れについてどのように考えているのか伺います。

A ボランティアの受け入れは非常に混雑している状況が一般の大震災でも伺えます。これについては防災計画で担当班が位置づけされ、社会福祉協議会等にも役割を担っていただくこととなります。

(答弁：総務課長)

Q 今般の地震では大変たくさんの方々が避難をされたということですが、災害は、地震、津波、台風と多様です。それから、一次避難、二次避難、三次避難ということもあるようです。御宿町は比較的公共用地、広場等がたくさん、しかも高台にも点在していますので、町として比較的長期に滞在、利用、生活できるテナントや充電器の活用について伺います。

A 災害は予測のつかない状況が想定されま

Q 危険箇所の総点検と対策について伺います。

A 沢又橋は、いすみ市との境になっており、御宿町が管理しています。橋脚とか河床が洗掘され

ているということですが、長寿命化計画の前段の点検を行っています。その結果に基づき、計画に盛り込み直していきます。

(答弁：建設環境課長)

Q 役場進入路、御宿台の交差点の安全対策について

A 信号機の設置は、町から管轄する警察署に要望し、警察署で検討の上、上申をして、警察本部の交通規制課で判断をします。

御宿台交差点についての回答内容は、交通量が少なく、見通しがよい交差点ということですが、あわせて交通事故発生件数、三年間の事故統計に基づき判断した結果、現段階



▲御宿台の交差点



▲校庭の土壌放射能測定（布施小学校）

力を大規模に自然エネルギーに転換するためには半世紀近くの時間を要するであろうと考えます。

（答弁：町長）

放射線の測定と公表について

Q 産業面の中で農・海産物についてきめ細かな対応をしていただきたいと思いますが、これらについての測定と公表について

A 放射性物質の海水調査は、町のホームページに掲載済みです。また、県環境生活部水質保全課に御宿町のデータが掲載されています。

海水浴場の砂の検査、プール、そして高山田上布施、実谷の水田の土壌調査、夏野菜のキュウリ・トマト、葉物野菜についても載せていきます。千葉県の水産物・農産物についても、御宿町のホームページから閲覧できます。

（答弁：産業観光課長）

異常値が出た場合、当該の事業者である東京電力から「仮払い補償金の支払いのご案内」で、個人事業主、法人へと報道もされていますが、これについて、町はどうされるのか伺います。

A 東京電力からの仮払い補償金については、まだ制度説明がありません。

（答弁：産業観光課長）

自然エネルギーへの誘導政策について

Q 今年当初、東北大学石田秀輝教授の講演を賜りました。これからの日本のあるべき方向を、先生から提案をいただきたいと理解をしています。町長の考えを伺います。

A 地球資源、エネルギーは有限であるという認識の中、自然の持つ機能をいかにライフスタイ



▲御宿町の未来を語る会「自然を活かした未来へ繋がる環境づくり」講演会

ルに反映し、実現できるかといった話であったと思います。

イギリスの産業革命やアメリカンドリームの達成などは、自然を破壊し、自然と決別した中で産業振興を図ってきたが、日本は自然を大切に、江戸時代の文化として培われた粋な心を發揮し、経済発展を遂げてきた。

粋な心に代表される日本人のアイデンティティーは今に生きる子供たちにしっかりと植えつけられている。

自然エネルギー誘導政策は意義あるものだと思いますので、研究し、検討していきたいと考えます。

（答弁：町長）

財政の見通し、本年度の歳入の見通し、次年度以降について伺います。

A 平成二十五年度から始まる第四次基本構想を、本年度と二十四年度で作成し、実施計画で二十三年度から二十四年度までの財政計画を示し

では必要性が低い交差点との見解です。

役場入り口交差点は、まだ警察との協議はしていません。今後、警察と協議したいと考えています。

（答弁：総務課長）

原発事故とエネルギー問題について

Q 今般の原発事故は人災というよりも政治災害の色調が強いと理解をしています。原発ゼロへのエネルギー計画に転換すべきと考えますが、町

のトップとして原発事故また今後のエネルギー対策についてどのように考えるか伺います。

A エネルギー政策と経済政策は連動していきます。将来的に太陽光風力、地熱、バイオマスなど自然エネルギーに変わっていくであろうと考えます。しかし、原子力と自然エネルギー発電を比較しますと発電量が全く桁違いです。経済成長を保ちながらエネルギー政策の転換を図らなければなりません、原子



▲岩和田漁港の浚渫工事

ています。歳入見込みで平成二十三年度は三十二億四千万円、平成二十四年度は三十六億三千六百万円と示しています。

東日本大震災の復興にかかる国の財源、復興債は、所得税・法人税を一定期間引き上げる方針を政府が検討していると報道がありました。被災地の早期復興に取り組むためには膨大な財政収入が必要となります。今後、特別交付税や補助金等に影響があると認識しています。また、原発事故により自粛や風評被害が発生するとともに、節電

や計画停電が求められており、町の主要産業である漁業、観光業やすべての産業、給与所得にも大きな影響を及ぼし、町の貴重な自主財源である住民税も減少するものと考えています。また、交流人口の減少によりプール等の施設使用料の減額や雑入の宝くじ助成金の被災地への重点配分などによる減少等も懸念されます。

歳出面では、本年度が償還ピークの公債費は、二十四年度は二十三年度と比べ約五千万円減額となるものの、社会福祉費

の伸びが見込まれていますが、これらの影響を見込むとともに、今まで以上に国の動向を注視しながら、慎重な財政運営に努める必要があります。

(答弁：企画財政課長)

Q 旧御宿高校跡地利用は、具体的にどうなっているのか伺います。

A 第一に防災面で、第二に活性化事業として、活用したいと考えています。平成十九年に千葉県町村議会議長会に、町議会は御宿高校の跡地利用について、福祉施設の学校誘致について要望書を提出しています。県としては活用を考

えていないと、全庁的な組織である県有財産活用処分促進委員会で審議をして、財産処分について検討に入っていますという回答が来ています。その後、大学の誘致の話がありました。進展しなかった経緯があります。

(答弁：町長)

Q 御宿台の学校用地について、先般の議会で町長は移管を受けると言いました。これはいつごろという形で行うのか、用地について今後どのような計画を持っているのか。

A 保育所との建設について、御宿と岩和田保育所との合併という形で耐震が棚上げになって、今後も複合的に検討していきたいと思っています。

(答弁：保健福祉課長)

Q イベント時における避難誘導計画について伺います。

A イベント時における避難誘導計画については、御宿と岩和田保育所との合併という形で耐震が棚上げになって、今後も複合的に検討していきたいと思っています。

(答弁：保健福祉課長)

Q 産業（観光）理念の再構築について

A イベント時における避難誘導計画については、御宿と岩和田保育所との合併という形で耐震が棚上げになって、今後も複合的に検討していきたいと思っています。

(答弁：保健福祉課長)

A 海岸部の避難誘導看板や海水浴場の津波

避難計画、そして海水浴場開き、町営プールの開設に合わせ、お客さんを含め管理者全員で、消防、海上保安庁などの協力により、地域住民自由参加の避難訓練を実施し、意識の高揚を図り、観光客の誘導を図りたいと考えています。

また、津波避難計画を骨子として考えているため、早急に作成し、イベントごとの避難マニュアルを作成する予定です。

(答弁：産業観光課長)

A 御宿台の小学校用地は、町長から二十三年度中に移管を受けますように指示されています。相手の企業にもそのように伝えていきます。利用計画等は、夏前までに内部協議でどういう案があるかまとめます。あわせて、行政区にも九月までに意見をいただきたいとお願ひしています。

(答弁：企画財政課長)



▲プール開きでの修祓式

第2回 定例会

日程第2号 (6月17日)

報告1件、条例改正3件を可決、補正予算1件は修正動議による修正可決、議員発議による委員会の条例改正1件を可決しました。

報告

繰越明許費繰越計算書について

アカプルコ市「日本広場」に日墨友好の碑建設助成や町有地を有効に活用するための旧社会福祉協議会跡地舗装、町有地管理に係る乗用草刈り機や軽トラックの購入、天然記念物ミヤコタナゴの棲息地の環境保全や保護増殖に努める環境整備事業、漁獲量の安定を図るための漁礁設置やカジメの利活用について調査研究を行う事業、町内の観光回遊、周遊マップを作成し、交流人口の増加や地域の活性化を図るマップ作成事業や各観光駐車場にサイン看板を設置する事業などについて契約額や財源を踏まえ、繰越を行ないました。



▲旧社会福祉協議会跡地舗装 (公民館前)

条例改正

教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成二十一年二月四日から平成二十三年三月三十一日までの間、教育長の給料の月額額の三十パーセントを減じた額としていましたが、今年四月に教育長が選任されましたので、改めて七月一日から同額を減じるための条例改正です。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、現在、町にはいませんが一般職の非常勤職員について、仕事と育児の両立を図られる勤務環境を整備するため、条例の一部改正を行いました。

御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法施行令の国民健康保険税の課税限度額が見直されたことに伴い、町国民健康保険税条例の改正と関係条文の整備を行いました。

補正予算

平成23年度 御宿町一般会計補正予算 (第3号)

平成23年度御宿町一般会計補正予算(第3号)は、大震災で配布した防災備蓄品の補充や避難誘導看板の設置など防災関連費について、旧御宿高校の施設購入費(公有財産購入費)、堺川生活排水処理施設に係る管理経費、県のモデル事業として採択された里山づくり活動の支援等についての補正を行うため、議会に上程されました。この補正予算は公有財産購入費を除き、修正可決されました。

議員発議

補正予算に対する修正動議！

白鳥時忠議員から修正動議が提出され、2人以上の賛成があるため動議は成立。直ちに日程に追加し、審議が行われました。

議案第4号 平成23年度御宿町一般会計補正予算第3号に対する修正動議

発議者 白鳥時忠 賛成者 伊藤博明・松崎啓二・中村俊六郎・式田孝夫・小川 征

(提案理由)

今提出致しました一般会計補正予算第3号のうち公有財産購入費2,560万円に対して本予算からの削除を求める動議の趣旨説明をさせていただきます。

旧御宿高校跡地に関しては、まちづくり推進委員会で使用目的について調査・研究いたしました。御宿町民にも広く意見を募集し検討いたしました。募集した意見にもまちづくり推進委員会でも購入に値する結論は出ませんでした。

役場職員への購入に対してのアンケートでさえ購入に対しては将来の財源負担も考慮し、慎重に考えたほうがよいという様な意見が大半でした。例えば20~30年後の建物撤去費用による財政負担が重荷になる、町に施設を購入する資金があるとは思えない、起債で購入した場合でも、かなりの改修費用がかかる等の意見が長年御宿町行政を担ってきた職員の声としてアンケートに掲載されています。そして議会でも議員協議会、全員協議会で購入に対しての説明が行われましたが、議会の意見として目的が明確になるまでは慎重に議論し使用目的が決定されてから購入に関しての議案を出すべきではないかという考えの議員が大半を占めました。

議会としては石田町長に対して目的が明確になるまで旧御宿高校跡地購入は慎重に検討したほうがよいという事を再三にわたり進言しましたが、聞きいれられず、今回の補正予算に計上されました。

提出理由として千葉県から御宿高校跡地購入の判断を23年度中にして欲しいという意向に沿って手続きした場合、6月定例会でなければ間に合わないという石田町長からの説明がりましたが、説明に反して千葉県からは23年度中が望ましいという意向であって断定するものではないとの事でした。つまり、6月定例会でなければ間に合わないという理由がどこにあるのでしょうか。

また、石田町長は購入にあたっての議会からの質問に3つの点を挙げました。

1つは、防災の拠点として活用したい。2つ目は、避難所として活用したい。3つ目は校舎、マネジメントハウス、グラウンド等は福祉、文化、教育の面で広く将来に渡って活用していきたいという説明がありました。まず防災の拠点ですが、防災の拠点は御宿町役場であり、仮に拠点を分散するというのであれば御宿町地域防災計画の抜本的な見直しを求められます。そして100名に満たない職員では対応できるのか疑問に思います。次に避難所としての活用を考えるという事ですが、千葉県との災害協定を結べば、購入しなくても、旧御宿高校跡地は災害の際の避難所として使用できます。しかしながら、避難所として懸念されるのが、津波が来た場合、清水川が決壊し、進入路が水没する懸念があります。旧御宿高校跡地を目指したが為に、事故に巻き込まれることもあります。また、地震ハザードマップ、揺れやすさマップ、液状化危険度マップでも危険地域に示されています。次に校舎、マネジメントハウス、グラウンドの活用についてですが、これについてはまったく具体性がなく、今後検討していくという事です。

御宿高校跡地取得に伴う諸経費の試算が出されましたが、2,500万円の必要経費が計上されましたが、これはあくまでも最低限の修繕で、実際工事をしてみないと分からないところがあり、あまりにも不明確であること。

また年間の維持経費が1,000万円かかります。町長は町政マニフェストの中で町民の皆様とのお約束4年間で実行します、このように書いてあります。例えば中学生までの医療費無料化に取り組みます。障害者福祉を充実します等、旧御宿高校跡地の維持経費1,000万円で町長のマニフェストの推進が出来ると思います。石田町長は自分の掲げる町政マニフェストに対する考えが崩壊しているのではないかと思います。そして毎年の維持経費による負担は御宿町財政に重くのしかかり危機的状況を招くことでしょう。

以上が町長の購入に対しての説明と私の問題点の指摘であります。

国・県・及び御宿町財政が逼迫している中、目的が明確でないにもかかわらず、あまりにも唐突に本案件を上程すること、今後長期に渡り歳入の減収が見込まれる中、また東日本震災復興による影響で御宿町は来年度以降、国からの交付税の減収が予想される中での2,560万円という多額な事業費を、利活用目的があいまいなまま将来的な先行投資に使用すること、防災計画全体に対し、場当たりのあいまいなまでの理由づけは町民に対して不安を与えるばかりであると思います。さらに御宿町には広大な公共用地が他にあるにもかかわらず購入すること、基本計画、実施計画との協議がされていないことなど、すべてにおいて事業内容が十分精査されていないと考えます。議会も、職員も町民も慎重に考えるべきとの進言を再三しているにもかかわらず、貴重な財源を使って旧御宿高校跡地を購入する事を現状では認めるわけにはいきません。よって本予算からの削除を求めます。

用語解説：修正動議

原案に対し、議員が修正の案をもって提出する動議。修正案が可決された場合には、原案のうち当該部分について採決の余地はなくなる。



▲第2回 定例会

修正動議に対する討論！

議案第4号 平成23年度御宿町一般会計補正予算第3号に対する修正動議について、討論が行われました。(この修正動議は補正予算のうち旧御宿高校を購入するための公有財産購入費の削除を求めるものです。) 修正動議は採決の結果、賛成多数で可決されました。

反対討論 大地達夫 議員

平成23年度一般会計補正予算(第3号)に対して出されました修正動議に対して、反対の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

私自身御宿に住んでいながら、今問題となっています旧御宿高校の敷地に足を踏み入れたのは、この県からの払い下げの話が出てから議会で行った現地視察が初めてでございました。その印象はまず「広いな～。でかいな～。高いな～。」でございました。一番表側に近い教室棟の最上階に上って見えた景色は、こんな景色が御宿にあったのか・・・との驚きを覚えたのを記憶しております。

部田前の耕地とJRの線路先に続く御宿市街地、そして、網代湾からその先に続く太平洋へと、まさに一望で俯瞰できるではありませんか。この教室で学んでいた高校生たちは、この景色のすばらしさを本当に享受していたんだろうとか、これが学校施設でなかったら物すごい価値であろうという驚きでございました。そして3月11日の大震災。この日を境に日本人の意識が大きく揺さぶられたのです。幸いにもこの御宿町は、この大震災の被害は軽微で済んでおります。しかし収束先が見えない、制御不能に陥った原発トラブルの原因も含め、「想定外で…」とか、「まさかそんなこと…」と言っていた権威ある発言が、今まさに厳しく糾弾される現実があります。

1,200年前に東北で起きた、ほぼ今回と同じ規模だったと言われる貞観地震を初め、歴史的に検証された大地震は、以後30年以内に、必ず日本列島の至るところで大地震や火山の噴火を引き起こしている、という事実が新聞報道されておりました。かつて御宿の大津波のデータからは、8メートルが基準のように意識されていますが、これをはるかに超える大津波がこの町を、それも遠くない将来に襲うかもしれない可能性が大いにあり得るのです。

昨日の一般質問に対する石田町長の答弁では、この取得に関し、防災に対しての備えを一とし、二として地域の活性化に寄与するという話がありました。思うにこの二の部分の部分が具体的でないというところに、結論を今出せないぞという疑義を生じさせたのではないかと推察するところであります。昨日の一般質問の中で貝塚議員が、岩手県の葛巻町の例を出して、町活性化への取り組み姿勢を鼓舞しておりましたのでさっそく調べてみましたところ、人口は7,000人ちょっとで当町と大差がなく、ただ面積は御宿の20倍近く。ただただ広く、新幹線や高速道路からはかなり遠い交通のへき地とのことでもございました。厳冬期には交通網がないということもあり、観光には向かないという地だそうです。その葛巻町が今全国から注目されているということなのです。

その注目されている事例成果は、広い面積を利用した牛の放牧委託事業と、ワイン製造及び古民家を使ったサービス業と、自然エネルギーでの発電事業だそうです。発電は風力を始めバイオマス発電等で、町の必要電力の180パーセントを起電し、余りを売電に回しているのだそうです。ここから私たちが学ばなくてはいけないのは、冬厳しい東北の山間交通へき地で、特に恵まれた資源がない中でも、今ある環境を何とかして自分たちの将来、地域の将

来に向けて活用できないかという、マイナス部分をも自前の取り組みの中で昇華してしまった本気度ではないでしょうか。

現実的な話として、町の財政状況は決して左うちわではないだろうというのは、住民ほとんどが理解していることだろうと思いますが、今回県から提示された金額は、不動産的な価値から言っても、破格の好意的な金額です。「広いな～、でかいな～、高いな～。」のこの施設を使って、御宿の将来に新たな何を描けるのか。どれだけの交流人口を呼び込めるのか。どれだけの雇用を生み出せるのか。今まさに、御宿の将来に対する我々の本気度が試されているのではないのでしょうか。

以上の観点から、この取得を是とし、修正動議に反対するものです。

賛成討論 中村俊六郎 議員

平成23年度一般会計補正予算（第3号）に対して出されました修正動議に対して賛成の立場から意見を申し上げます。

バブル経済崩壊以降、景気は後退し、回復が見込まれない状況の中で民間経営も疲弊し雇用条件も悪化するばかりです。その上、3.11の東北地方太平洋沖地震や福島原発による影響や避難対策など、行政が抱える課題は日ごとに増えております。また、御宿町の状況を見れば、少子高齢化による各種制度の下支えとなる人口の減少や団塊の世代の退職など、産業も乏しく高齢化の著しい当町にあっては、他に収入源となる財源も厳しく町財政は非常に逼迫したなかにあります。さらに県下1位となる高齢化率による福祉対策など喫緊の課題も多くなっており、果たして町財政の健全化がいつまで保たれるのか、町執行部のみならず議会としても非常に心配しているところにあって、突然何の計画もないまま、旧御宿高校用地の購入という結論が石田町長から議会へ示されました。

跡地については、議会においても数度の説明協議がなされましたし、一般町民の皆さんや役場職員による意見聴取も実施されたなかにあって、大半の方々の意見が見合わせる必要があるというアンケート結果が出ているにもかかわらず、石田町長は事業を実施しようとしております。

石田町長は、「町民の皆さんとのお約束4年間で実行します」といいながら、自己の都合のよい解釈でマニフェストを先送りにしたばかりか、目先の都合だけで進んでおります。今回の高校跡地用地の購入にあたっても多くの関係者が将来計画の有無を確認してもいまだに目的も示さず、従来から懸案となっております旧岩和田小学校用地、天の守町有地の有効活用においても目途がたっていないのが実情ではありませんか。

町長が唱える住民との協働や自身のマニフェストに書かれている、町民の皆さんの意見に耳をかたむけるという町長の姿勢は約3年間の町政運営で180度変わってしまったのでしょうか。

このような計画性のない行財政運営を重ねていけば、必ず危機的な状況が生まれます。議会や町民の声を聞かず独断的な手法で、町民にきちんと説明もないまま進めば、ゆるやかではありますが危機的な状況変化に気づかないまま最後は破滅へと向かうのは必定です。町民は町の将来がみたいのです。きちんとした設計根拠に基づく御宿の将来像をみせて、町づくりの実現のために町民と協働する。それをみせるのが政治ではないのでしょうか。

現状の町政運営は事業の必然性や町民が安心した生活を実現するための施策に乏しく、目先の雰囲気だけの判断を強制的に実行するという感はぬぐえません。このままの行政運営では、町民の知らないうちに財政破綻にもなりかねません。

以上のような理由から、本補正予算の見直しをすべきと判断し、修正動議に賛成といたします。

賛成討論 石井芳清 議員

旧御宿高校を購入する予算を減じる修正予算案に対し、賛成の立場から意見を申し上げます。

1. 財政

財政計画では、昨年が年間を通じて徴税でマイナス5パーセント、今年度が当初予算でマイナス6パーセント、しかも震災後の経済状況の中でさらに下回ることが考えられる。国も同様に震災復興に12兆円規模を超える財政出動が想定されており、景気の落ち込みもあり、町への交付金や補助金等も減じることが予想される。

中学校の体育館の建設は、本来であれば教育棟と一緒に建設すべきであったものを、小学校の耐震化が求められる財政上の理由から5年たった今でも、子供たちに満足な教育環境が提供できていない。しかもこの間、政府民主党の活性化対策などの新たな交付金枠を活用して、1年でも半年でも前倒しできないかという議員の提案にも、準備不足もあり当初計画のまま来年度着工予定となっている。

本年度の一般会計予算は、32億円を超えるなど近年になく多額となっているが、購入だけで2,560万円、利用には初期費用で2,500万円が見込まれ、教育長の給料の3割カットを求めるほど財政が逼迫している中、利用の明確になっていないものに財政出動する状況にはなく、活性化どころか町民サービスの低下を招く事態が想定される。

2. 防災

旧御宿高校は、現在も避難場所として利用できる状況であり、仮に第三者に渡っても町内のマンションを初め多くの事業所には防災協定での協力がなされており、これまでの経過も考えるなら、引き続き避難場所として利用できるものと考えられる。また、津波等の大規模災害時には、久保川や清水川の久保橋の通行の危険が予想され、線路から海側の住民の一時避難に適さないと考えられる。町は、高台等にたくさんの土地を持ち、現状では大型テントなどを整備することにより、町内でのさまざまな災害への対応や町外の災害支援の貸し出しにも有効であると考えられる。何よりも房総地域には千葉県の防災センターがなく、旧高校跡地は県の所有であるので購入の必要がなく、町として整備を要望することも検討すべきである。

3. 緊急性

まず、第一に中学校の体育施設整備の確定を急ぐ必要がある。同時に、津波の危険から保育所を高台へ移転してほしいという要望や、高齢者の集う拠点と避難所ともなっている御宿町地域福祉センターの老朽化による改修が求められている。このような検討は緊急を要する課題であり、本件よりも優先されるべきと考える。あったらいいだけではなく必要なもの、また、現在あるものを十分に活用することこそ、今の御宿町に必要な判断基準であることを指摘させていただいて、賛成討論といたします。

議員発議

御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

平成18年の地方自治法改正により常任委員会の兼務が可能であることから、議会の活発化につなげることを目的に1人が2つの常任委員会に属することとしました。（総務委員会・産業建設委員会・教育民生委員会に所属する議員数がそれぞれ4名から8名となります。）

この条例は平成23年10月1日から施行されます。

おめでとうございます

千葉県町村議会議長会

表彰規程に基づく町村議員表彰



▲式田孝夫議員、石井芳清議員

石井芳清議員は18年以上にわたり、式田孝夫議員は11年以上にわたり、地域住民の負託を受け議会活動を通じ、町発展のために尽力された功績により、千葉県町村議会議長会から表彰を受けました。

平成23年第2回定例会で表彰の伝達が行われました。

皆さん傍聴に来て下さい

手続き簡単。
3階で住所と名前を書くだけです。

次回定例会

予定 9月1日(木)から

次回の定例会、臨時会については町ホームページ等でお知らせいたします。

御宿町議会議員 一般選挙のお知らせ

告示日 平成23年9月13日(火)
投票日 平成23年9月18日(日)

◎平成23年9月30日(金)の任期満了に伴うものです。

*町ホームページがリニューアルされ、トップページ、課の紹介・議会事務局から議会情報等がご覧いただけますので、ご利用ください。 町ホームページアドレス <http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

編集後記

震災後の定例議会ということで防災に関する質問が多く、内容も多岐に渡り、議論が行われました。

町民の皆さまの生命と安全を守るため引き続き議会審議を深め、災害対策を行っていきます。

町民の皆様には議会傍聴にお越しいただくのが何よりですが、来られない方にはやはり、議会だよりが一番周知できる方法だと思います。

より良き議会だよりにしていきますのでご意見、ご要望をお寄せいただければと思います。

編集委員長 白鳥 時忠